

平成28年度 事務事業評価シート

事務事業名		建築審査会運営					所管	都市づくり部 住宅課			
事務事業の概要	行政計画	事業NO.	—	計画事業名	(行政計画外事業)			事業の開始・終了年度			
	長期総合計画体系	[基本目標]							[事業開始]		昭和58年度
		[小 柱]							[終了予定]		- 年度
		[施 策]									
	根拠法令等	法令(義務)		[法令等名]	建築基準法						
	事業対象	特定行政庁、建築許可、審査請求人									
	事業目的	建築基準法に基づき建築審査会を設置し、例外許可や審査請求事件の審議の公正な運営を図る。									
	事業内容	建築物の許可に対する同意のほか、特定行政庁や建築主事等の処分又はこれに係る不作為に不服がある場合に、提起する審査請求に対する裁決等を行う建築審査会の運営事務を行う。									
委託の有無	なし		委託内容								
補助金の有無	なし										
事務事業の実績	種 別	指標の名称		(単位)	目標値 (30年度)	25年度	26年度	27年度			
	活動指標	開催回数		回	6	6	6	10			
		審査件数(同意案件、審査請求)		件	10	10	7	11			
	成果指標										
	決算額 (単位:千円)					1,005	809	1,300			
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)				8,365	4,061	9,169			
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)				151	21	49			
		その他のコスト(扶助費・補助費など)				158	128	113			
		総経費				8,674	4,210	9,331			
	財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)				0	0	0			
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)				0	0	0					
一般財源(区負担額)				8,674	4,210	9,331					
前回評価から改善した事項	なし										
評価の視点	評価	評価の理由									
	必要性	3	建築基準法に基づく必置機関であり、法に規定する同意及び審査請求等の案件に応じて建築審査会を開催しなければならない。								
	効率性	3	第2ブロック(台東区、文京区、北区、荒川区)4区合同で建築審査会を実施し、運営事務の効率化を図っている。								
	手段の適切性	4	建築基準法に基づく必置機関であり、迅速かつ円滑に事務が処理され、公正な運営が行われている。								
目的達成度	4	案件に応じて、迅速かつ円滑に事務処理を行うことにより、建築行政の公正な運営に貢献している。									
[評価の理由] (区民生活への影響を十分考慮すること)						評価結果	今後の方向性	拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了			
建築基準法に基づく必置機関であり、建築行政の公正な運営に資するために維持する必要がある。							維持				